

贈与税について

金澤 博信 (かなざわ ひろのぶ)

東北税理士会 白河支部
税理士



○贈与税のあらまし

贈与税は、個人から財産をもらった場合にももらった人にかかる税金です。他人から財産をもらうことは少ないので、親や配偶者から財産をもらうケースが一般的だと思います。

法人から財産をもらった場合には、贈与税はかからず所得税が課税されます。

財産をもらうことには、債務を肩代わりしてもらうことや借金を棒引きしてもらうことも含まれます。

例えば、子が借金を払えずに親に立て替えて支払ってもらった場合には、贈与税がかかります。また、親から借金をしたものを棒引きにしたらこれも贈与税がかかります。

贈与税がかかるケース、かからないケースをあげてみます。

贈与税がかかるケース

- 1 親が子に住宅資金を出してあげた。
- 2 親が子の借金を立て替えて払った。
- 3 夫名義の土地を妻名義に変えた。

贈与税がかからないケース

- 1 大学に行っている子どもに仕送りをして

2 香典、花環代、中元、歳暮、祝金、見舞金などで、社会通念上相当と認められるもの。

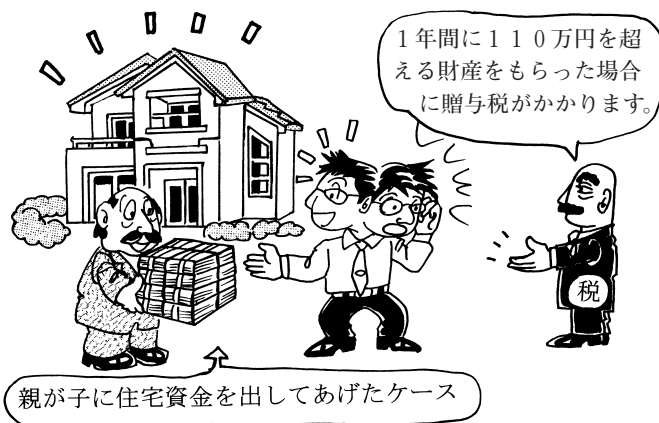
3 離婚に際しての財産分与。

但し、不動産の財産分与は所得税がかかるケースがあります。

○贈与税の計算方法

贈与税は1年間（1月1日から12月31日）に110万円を超える財産をもらった場合に課税されます。

よって100万円の現金を贈与されても税金はかかりません。これは贈与税の暦年課税といわれるもので後に述べる相続時精算課税とは区別されるものです。



贈与税額の計算は下記の贈与税の速算表を使って計算します。

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

(注) 基礎控除額は110万円

○贈与税の申告

1月1日から12月31日までの贈与によりもらった財産が110万円以上の場合翌年2月1日から3月15日の間に受贈者の住所のある税務署に申告する必要があります。

110万円以下の場合には申告の義務はありません。

○財産の評価額

もらった財産がいくらになるかの評価額は次のように財産の種類毎に決められています。

現金預金：その金額

ただし定期預金をもらった場合はその定期預金をもらった時に解約したらもらえる利息もプラスされます。

土地（農村部）：固定資産評価額×倍率

倍率は地区ごと、宅地、田、畑等種類ごとに決められています。

土地（都市部）：路線価

路線価は、その土地が面する道路ごとに1平方メートル当たりの金額が決められています。

○それではいくつかの贈与の例をあげてみましょう。

事例1

3,000万円のマンションを全て借金で、共稼ぎの夫婦が夫2分の1、妻2分の1の共有名義で購入した。借入返済も夫が2分の1、妻が2分の1ずつ返済している。ところが妻は子供ができたため、退職してしまい、夫だけで借入返済をしている。

この場合、妻が本来返済すべき借入金の分を夫が立て替え払いしているため、妻の借入残債分が夫から妻に贈与があったと認定されて課税されてしまいます。

このケースの場合は、妻が子供ができて仕事も続けるなら問題はなかったのですが、仕事を辞める予定であったのなら、マンションの名義は100%夫にし、借入金の名義も夫にして、夫が100%返済すべきでした。

事例2

親子で同居しているが、その親の名義の土地を同居している長男の名義に変更しました。すると翌年税務署より、税金が231万円かかるので申告してほしいと言われました。

土地の路線価 5万円 面積 200m²

贈与税の計算

$$200\text{m}^2 \times 5\text{万円} = 1,000\text{万円}$$

$$1,000\text{万円} - 110\text{万円} = 890\text{万円}$$

$$890\text{万円} \times 40\% - 125\text{万円} = 231\text{万円}$$

このケースの場合は、同居の長男に土地をプレゼントしてあげようとのことでしたが、贈与税がかかることを考慮していなかったようです。このような場合でも、贈与税の申告期限内に名義を元に戻したら贈与税がかからなくなる場合もあるので、万が一そのようなケースになったら税務署に

相談してみてください。

事例3

結婚して20年以上経ったのを機会に、夫から妻に住宅とその土地を贈与した。

次の要件に該当する場合は、110万円の基礎控除の他に、贈与税の配偶者の特例の2,000万円の控除があり、2,110万円まで財産をもらっても税金はかかりません。

- 1 婚姻してから20年以上経っていること。
- 2 贈与する財産は、居住用不動産であること、又は居住用不動産を取得するための金銭であること。
- 3 贈与された居住用不動産に、贈与を受けた妻が翌年3月15日までに住んでいること。
- 4 贈与税の申告書を提出すること。

住宅の土地の固定資産税評価額 1,000万円

倍率 1.1倍

住宅の固定資産税評価額 700万円

倍率 1倍

$1,000万円 \times 1.1 = 1,100万円$

$700万円 \times 1 = 700万円$

$1,100万円 + 700万円 = 1,800万円$

$1,800万円 < 2,110万円$ …… 課税なし



○相続時精算課税

一年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算するのが暦年課税と言ひ、上記までに述べた方法です。暦年課税に対し、その贈与を受けた年に税金を課税するのではなく、贈与者が亡くなった時にまとめて相続税として課税するのが相続時精算課税です。

具体的には、毎年贈与される財産の価額の合計額が2,500万円に達するまでは贈与税は納税猶予され、2,500万円を超えたら超えた分に対し、20%の贈与税を一旦前払いしておきます。そしてその贈与者が亡くなったら、生前贈与した財産をその死亡した贈与者の相続財産に入れて相続税を計算し、その生前贈与された者は相続時にそれらの財産をもらったものとみなし、相続税が課税されます。一旦前払いした贈与税はその相続税の金額から控除できます。もちろん相続税の非課税の範囲の財産しか、その亡くなった者がもっていなかったら、相続税もかかりませんし、前払いした贈与税も戻ってきます。

事例

父(70歳)より、毎年下記のような贈与を受けている。ちなみに自分は長男(45歳)で相続時精算課税の選択届出書は提出してある。

平成18年 現金 1,500万円

平成19年 現金 400万円

平成20年 土地 1,000万円

18年 $1,500万円 < 2,500万円$ 贈与税 0

19年 $1,500万円 + 400万円$
 $= 1,900万円 < 2,500万円$ 贈与税 0

20年 $1,500万円 + 400万円 + 1,000万円$
 $= 2,900万円 > 2,500万円$

$2,900万円 - 2,500万円 = 400万円$

贈与税 $400万円 \times 20\% = 80万円$



この80万円は贈与者が将来死亡した時に、相続人である受贈者に相続税が800万円かかる場合は、800万円から控除できます。相続税が0の場合は、この80万円は還付されます。

相続時精算課税を選択できる条件は、次のとおりです。

- 1 贈与者は贈与した年の1月1日において65歳以上であり、かつ受贈者の親であること。
- 2 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であり、かつ贈与者の子(養子を含む)であること。

子が死亡している場合は、20歳以上の孫も該当になります。

- 3 相続時精算課税の適用を受けようとする年の翌年2月1日から3月15日までに、相続時精算課税選択届出書を受贈者の所在地の税務署に提出すること。
- 4 この制度の適用を受ける場合は、その贈与された財産の額が110万円以下でも、贈与税の申告書を贈与された年ごとに申告すること。

この相続時精算課税は、相続税対策と言うよりは、親が亡くなる前に財産を子供に贈与できるので、将来の相続争いを防ぐのに有効な制度になります。

ます。

相続時精算課税の特例：住宅資金特別控除
原則として父母から、住宅資金の金銭の贈与を受けた場合で一定の要件を満たす時には、相続時精算課税の特別控除額(2,500万円)の他に住宅資金特別控除(1,000万円)の適用を受けることができます。

この規定の要件が、上記の相続時精算課税と大きく異なるのは、次の2つです。

- 1 贈与者は65歳未満でも良いこと。
- 2 贈与する財産は金銭に限られていること。

以上の他に要件はあるのですが、最寄りの税務署から贈与税の申告のしかたなどの資料を入手してご確認下さい。

